

委員会報告

活性化対策特別委員会

問 危険建物等が安全な生活への阻害となり、その地域の問題になっていますが、どのようにお考えですか。

答 補助事業に取り組む場合は、事前に県と県下全市町で社会資本総合整備計画を策定することが義務付けられています。現在山口県には整備計画がなく変更する必要があり、当面平成25年度までの補助事業ですので、早く対応出来ればと考えています。

問 美祢市内には危険住宅がどのくらいありますか。

答 平成20年度の住宅土地統計調査によりますと、空き屋総数が1,890戸、その内破損している住宅が400戸程度ということで現状把握しています。

問 小規模高齢化集落についての人口、戸数、就労人口、営農集落等の資料を提出して頂きたいと思います。

答 美祢市の現状について調べられる限り次回に提出します。

問 J R美祢駅の周辺の再開発とか、駅舎のリニューアルについて利用促進協議会で話が出ましたか。

答 J R美祢線利用促進協議会ではそういう話は出ておりません。

問 今後の自然エネルギーの活用についてお尋ねします。

答 今後も有効な活用策を引き続きあらゆる方面で検討してまいります。



アンテナショップ
(MINE まるごと館 秋芳町広谷)

美祢市の特産物



観光交流推進特別委員会

現在、美祢市が世界ジオパーク登録に向けた取り組みを行っていますが、秋芳洞商店街並びに秋吉台上にあるホテル等の空き店舗が廃屋として存在していることが、景観を著しく悪化させています。また、防犯上の問題から非常に当地のイメージダウンにもつながっていますので、今後の協議をこれまで以上に進めていく必要があります。

従って、今後の対応について弁護士と相談しながら建物撤去について、どのような方法があるのか整理して報告することとなりました。

問 廃屋がある事によって、ジオパーク登録に影響がありますか。

答 廃屋があるからと言って、ジオパーク登録に認定されないとは言い切れませんが、全く影響がないということも言えません。

問 廃屋のホテルに誰でも入れるような状況にあることは、問題が生じる恐れがあると思いますが対応はどうでしょうか。

答 国定公園内の民地における建造物でありますので、どういったところで行政が管理上の責任を担えるか、弁護士と相談しながら整理し報告したいと思います。

問 美祢市ガイドブックの進捗状況はどうなっていますか。

答 現在、内容のチェックを行っております。国体という大きな集客期間対応として、歴史めぐり等、色々なルート設定がされていますので、その部分を国体用として発行する予定です。

【配食サービスに関する訴訟について】

9月12日本会議において、村田市長より配食サービスに関する訴訟の報告がありました。

配食サービスに関する訴訟は全部で4件提起されており、2件は配食サービス事業者が配食サービスに使用する食器を目的以外に使用して市に損害を与えたとしたものです。

平成15年度のこの事件につきましては、市の主張が認められ、原告の請求を棄却するという判決となったことから、この判決を受け入れ、控訴しないことになりました。

残りの2件の訴訟は、平成15年度と18年度に配食サービス事業者が配食サービス委託料を多く請求して市に損害を与えたとして、市が当該事業者に対して損害賠償を請求することの義務づけを求めるとともに、市がこの請求を怠っていることが違法であることの確認を求める訴訟です。

判決は、市は事業者に対して、総額で34万1千909円と年5分の遅延損害金を併せて請求することと、市がこの金額を事業者へ請求しないことは違法という内容であり、大変厳しい結果でした。

この判決を容認すれば、今後配食サービスの受託事業者（現在5社）が本事業から撤退することとも考えられ、生活弱者に大きな影響を及ぼしかねず、本市総合計画の基本目標の一つである安全・安心の確保の達成は困難な状況となります。

市が裁判において主張してきたことが認められず、このような結果が下されたことに対しては、まさに遺憾であり、弁護士とも協議した結果、控訴することに決しました。

市長の報告に対して、議員より事件の経緯、判決文の内容や控訴理由について活発な質疑が繰り出されました。市長は、控訴中でもあり、今後行政を公正な立場で進める上で、市民・議会の理解を得られるように、情報を伝えて行くことを約束されました。